2018.4.1 施行

宮園自治会個人情報取扱規則

第１条（目的）

この取扱規則は、個人情報が慎重に取扱われるべきものであることに基づき、自治会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第２条（責務）

自治会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第３条（周知）

自治会は、この個人情報取扱規則を、総会資料又は回覧により、必要に応じて会員に周知するものとする。

第４条（個人情報の取得）

自治会は、会長が「宮園自治会入会申込書」「宮園自治会退会届」などを会員になろうとする者又は会員から受理することにより、個人情報を取得するものとする。

２．自治会は、活動部会及び専門委員会を設け防災活動、援護活動、入学・長寿祝金等を実施するにあたり、活動部リーダー及び専門委員会委員長が、必要と認める申請・届出等を会員から受理し個人情報を取得するものとする。

３．自治会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、援護の要否、緊急連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

第５条　（利用）

本自治会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

（１）　会費請求、管理、その他文書の送付など
（２）　自治会員名簿の作成および地図の作成
（３）　入学祝、長寿祝等の対象者の把握
（４）　災害時における要援護者の支援活動
（５）　経常時における高齢者等の見守り活動

第６条（管理）

個人情報は会長又は会長が指名する個人情報管理者が保管するものとし、適正に管理する。

２．不要となった個人情報は会長又は個人情報管理者の立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第７条　（提供先）

個人情報は次にかかげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難なとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき。
（4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託をうけた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることで当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
（5）個人情報のうち運営委員会役員および専門委員会委員長に関するものについては、自治体、自治会連合会、これらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。

第８条　（改廃）
この規則の改廃は、運営委員会の議決によるものとする。
付則　本規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。